

桂 雪 会 会 則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は桂雪会と称する。

第 2 条 本会は会員相互の親睦を図り、併せて本校の繁栄に寄与することを目的とする。

第 3 条 本会の所在地は、長野県飯山市大字飯山 2610 番地（長野県飯山高等学校内）とする。

第 4 条 本会は正会員、準会員及び特別会員をもって組織する。

第 2 章 会 員

第 5 条 本会の会員は次の通りとする。

1 正会員

長野県立飯山中学校卒業生、同併設中学校卒業生、長野県飯山北高等学校卒業生、長野県飯山高等女学校卒業生、同専修科卒業生、長野県飯山南高等学校卒業生、同併設中学校卒業生、長野県飯山照丘高等学校卒業生、長野県飯山高等学校卒業生とする。

ただし、中途退学者にあつては、本人の申し出により、役員会の承認を得て正会員になることができる。

2 準会員

長野県飯山高等学校在校生とする。

3 特別会員

長野県飯山北高等学校、長野県飯山高等女学校、長野県飯山南高等学校、長野県飯山照丘高等学校、長野県飯山高等学校の旧職員と長野県飯山高等学校の現職員とする。

また、名誉ある会員を役員会で推薦し、総会で承認した者とする。

第 3 章 役 員 及 び 顧 問

第 6 条 本会に次の役員を置く。

| | |
|-------|---------|
| 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | 若干名 |
| 会 計 | 1 名 |
| 庶 務 | 1 名 |
| 幹 事 | 10 数名 |
| 監 事 | 2 名 |
| 支 部 長 | 各支部 1 名 |
| 代 議 員 | 各支部 2 名 |
| 校内幹事 | 若干名 |

第 7 条 本会に顧問を置く。顧問は学校長及び特に本会に功績のあつた会員を会長が推薦し、総会に諮り決定する。

ただし、顧問は、本会の運営に関し、意見を述べることができる。

第 8 条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1 会 長 本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副 会 長 会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会 計 本会の会計事務にあたる。
- 4 庶 務 本会の議事録など作成するほか、その他の事務にあたる。
- 5 幹 事 本会の事業を推進する
- 6 監 事 本会の会計を監査する。
- 7 支 部 長 支部を代表し、本部との連携にあたる。
- 8 代 議 員 本会の予算、決算、その他重要事項を審議する。
- 9 校内幹事 本会の運営を補佐する。

第9条 役員を選出方法は次の通りとする。

- 1 会長、副会長、幹事、監事は総会において、正会員の中より選出する。
- 2 会計、庶務は校内幹事より選出する。
- 3 支部長は、各支部で選出する。
- 4 代議員は、別に定める方法により選出する。
- 5 校内幹事は、学校長より推薦のあった者を会長が委嘱する。

第10条 役員任期は2か年とし、再選は妨げない。ただし、役員に欠員が生じたときの任期は前任者の残任期間とする。

第4章 機関及び組織

第11条 本会は第2条の目的を達成するため、次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 代議員会
- 3 役員会（幹事を含む）
- 4 校内幹事会（幹事会）
- 5 支部

| | |
|-----------|---|
| 県外支部 (5) | 北海道 東京関東 静岡 関西 東海 |
| 県内支部 (21) | 長野 上小 須高 豊野 中野 豊田 山ノ内 木島平 野沢温泉 栄 飯山 秋津 木島 瑞穂 柳原 外様 常盤 太田 岡山 真田 津南 |
| 職域支部 (1) | 県庁 |

第12条 総会は本会の最高議決機関であり、定期総会は毎年6月に開催する。
また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。その議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。総会の出席者に対する旅費の支給は別に定める。

第13条 代議員会は総会に次ぐ議決機関であり、代議員会をもって総会に代えることができる。その議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。代議員会の出席者に対する旅費の支給は別に定める。

第14条 役員会は会長、副会長、会計、庶務、幹事、及び校内幹事をもって組織し、会長が必要によって招集する。

なお、必要に応じて監事の出席を求めることができる。その議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。役員会の出席者に対する旅費の支給は別に定める。

第15条 校内幹事会は必要によって開催することができる。

第16条 支部は総会の承認を得て設置、統合、廃止することができる。

第5章 入会金及び終身会費

第17条 本会の準会員になろうとする者は、入会金として2,000円を入学時に納入しなければならない。入会金は原則として返還しないものとする。

第18条 本会の正会員になろうとする者は、終身会費として30,000円（各学年毎に10,000円を徴収する）を納入しなければならない。

第6章 会計

第19条 本会の経費は、会費、入会金、寄付金その他の収入をもって充てる。

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 7 章 附 則

第 21 条 本会の会則の改廃は、総会の出席者の 3 分 2 以上の賛成を必要とする。

第 22 条 9 条 4 項の代議員の選出方法は役員会において決定し、総会の承認を得なければならない。

第 23 条 本会則は平成 28 年（2016 年）4 月 1 日から適用する。

※ 令和 2 年（2020 年）5 月 30 日一部改訂

飯山高等学校同窓会代議員選出規程

〔目 的〕

第 1 条 この規程は会則 9 条 4 項の規定に基づく、代議員の選出方法について、定めることを目的とする。

〔選出方法〕

第 2 条 代議員の選出方法は次の通りとする。

- 1 各支部は 2 名とし、支部長 1 名と支部役員から 1 名選出する。なお、役員会の承認を得て必要に応じ増員することができる。

飯山高等学校同窓会総会・代議員会・役員会旅費規程

〔目 的〕

第 1 条 この規程は会則第 12 条・第 13 条・第 14 条の規定に基づく、総会・代議員会・役員会への出席者に対する旅費支給について、定めることを目的とする。

〔選出方法〕

第 2 条 総会・代議員会・役員会への出席者のうち、旅費支給の対象者となる者は以下の通りとする。

- 1 北海道支部・東京関東支部・東海支部・静岡支部・関西支部・5 支部から、選出された役員に支給する。代議員については 1 名とする。

〔支給金額〕

第 3 条 第 2 条で定める者に支給する金額は以下の通りとする。

- 1 東京関東支部・東海支部・静岡支部・関西支部については、支給対象者が居住する最寄りの JR 駅から、JR 飯山線北飯山駅までの往復 JR 運賃と特急料金を支給する。ただし、宿泊費は支給しない。
- 2 北海道支部については、支給対象者が居住する最寄りの JR 駅から、道内空港を利用し、羽田空港等を経由して、JR 飯山線北飯山駅までに至るまでの道内往復 JR 運賃と特急料金及び往復航空運賃並びに羽田空港等から JR 飯山線北飯山駅までの往復 JR 運賃と特急料金を支給する。ただし、宿泊費は支給しない。
- 3 支給金額の上限は 7 万円とする。

附 則 この規程は平成 28 年（2016 年）4 月 1 日から適用する。